



建 第 7 号
平成 19 年 4 月 23 日

国 土 交 通 省
道 路 局 長 様

岩 手 県 宮 古 市 長



中期的な計画の作成にあたっての意見の提出について

標記について、別添のとおり提出します。

1. 重点化を進める上で特に優先度が高い政策

◎「つながってこそ高規格道路」という観点から、ネットワークが完成していない高規格幹線道路を整備することが最も優先度が高いと思われる。

何度も言い尽くされ、言い尽くしたことであるが、道路は国民生活や経済・社会活動を支える最も重要な社会資本であり、先に整備された大都市圏や中央マスコミが論ずる「もう道路は要らない」「特定財源の役割は終わった」という議論は、特に幹線道路の整備が立ち遅れた地域の実情をまったく理解せず、ないがしろにするものでしかない。

我が国は歴史的に競争社会であり、現在は国際競争と地域間競争という二元性を有している。地域にとって公平な競争ができるように、また安全で災害に強い「命を守る道路」の整備が必要という観点から、高規格幹線道路の14,000kmや地域高規格道路の一層の整備促進・早期完成を優先すべきである。

もちろん、他の政策である、日常の暮らしを支える生活道路の整備、主に大都市圏の渋滞対策、交通事故対策、環境対策などについても優先度が低いとは言えない。

つまり、我が国の道路に対する公共投資は実はまだまだ不十分であり、幹線道路の整備が立ち遅れた地域にとってはまさに「これからの道路特定財源」であることから、受益者負担の原則により全額を道路関係社会資本に充当されることを強く希望している。

2. 効率化を徹底的に進める上で重視すべきこと

◎個別事業のスピードアップを図ることが最も重要と思われる。

現在、国土交通省で推進している「5年で見えるみちづくり」は、道路事業に対する目標を設定し実践・評価するとともに、進捗状況の報告や事業の優先化及びスピードアップによる早期発現など地域や住民にとっても判り易い。この政策により、平均事業年数が約3年短縮したとされており、「5年で見えるみちづくり」の更なる推進を期待している。

3. その他の意見

◎一般国道の国直轄指定区間の改定の促進について

平成16年3月の道路法施行規則の改正に伴い、第1条の2に「一般国道の指定区間を指定する政令の制定又は改廃の立案の基準」が追加制定され第一号～三号まで明文化されたが、これにより新たに指定区間への編入が促進されることを期待している。

この基準により、いわゆる補助国道を指定区間へ編入することは、地方分権に逆行することではないと考える。国が一体的に管理する必要と責務があることは明白であり、むしろ積極的に指定区間化を推進すべきと考える。

なお、宮古市では岩手県から秋田県までの国土を横断する一般国道として「一般国道106号を46号に路線名を変更するとともに国土交通大臣管理の指定区間へ編入すること。」を要望しています。